

●中雁丸表門の移築復原について

御師町お休み処・旧外川家住宅駐車場内において、令和4年度に解体・保管していた御師中雁丸家表門・石碑の移築工事を行ってまいりましたが、令和5年12月に完成しました。

中雁丸家表門は、江戸時代末～明治初めに建立された門ですが、現在上吉田には、御師の表門がこの他に市指定文化財「浅間坊表門」しか残っておらず、文化財建造物として大変貴重なものです。このように中雁丸家表門は御師町を象徴するものであるため、場所は変わりますが、同じ御師町の表通り沿いに

残すために旧外川家駐車場に移築を行いました。

また、表門と合わせて移築した石碑は、中雁丸家を定宿とした富士講が富士登山三十三度の大願成就を祝って中雁丸家に奉納したものなどです。これらは、埼玉県・千葉県・群馬県の富士講と中雁丸家との深い交流を示す重要な文化財です。

令和5年2月には富士吉田市文化財審議会において富士吉田市の指定文化財として諮問答申がなされ、指定文化財として後世にわたって保存活用していくことが審議されました。



移築された中雁丸家表門



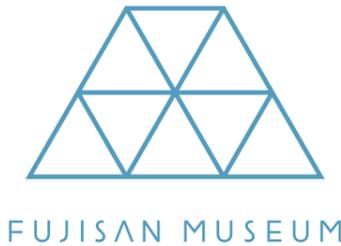
ご案内

- 開館時間 / 午前9:30～午後5:00 (午後4:30迄入館可)
休館日 / 火曜日(祝日を除く)、祝日の翌日(日曜・祝日を除く)
観覧料 / 御師旧外川家住宅との共通入館券: 大人400円(団体320円)
交通案内 / 中央自動車道河口湖ICより車で10分
駐車場 / ふじさんミュージアム駐車場: 普通車90、バス9、障がい者2



博物館付属施設
御師 旧外川家住宅のご案内
〒403-0005
山梨県富士吉田市上吉田3丁目14-8
TEL. 0555-22-1101
観覧料 / 大人 100円(団体80円)
小中高生50円(団体40円)

タイトルの「MARUBI」は富士山から流れ出た溶岩台地一帯を指すこの地方のことば「丸尾」からとったもので、丸尾とは溶岩が流れ出る様子の「転び」が転化(変化)したものとされています。



Contents

- ・富士山世界文化遺産
登録10周年 1-8

博物館Report

世界遺産についてと
登録のおさらい

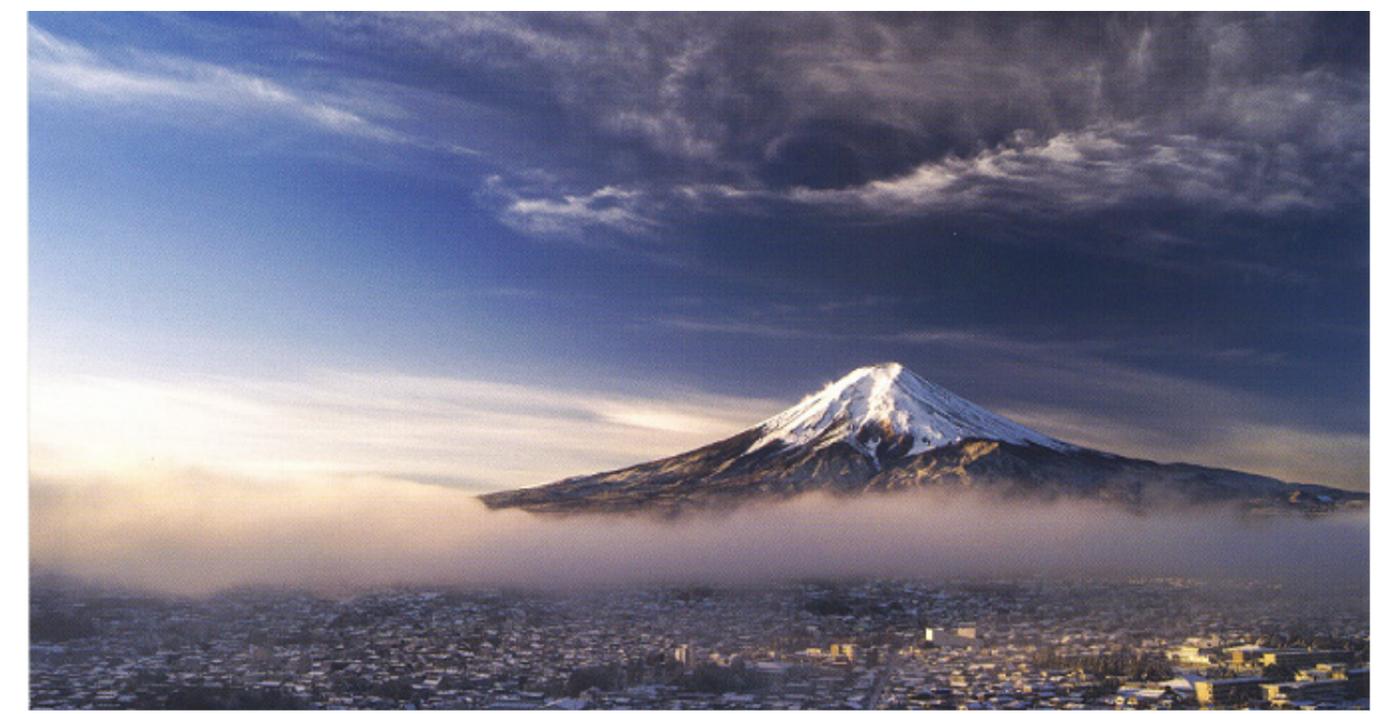
富士山は平成25年(2013)6月にユネスコ世界遺産委員会によって「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」として2013年に世界文化遺産に登録されました。

富士山世界文化遺産登録10周年
「改めて知る、富士吉田市の構成資産」

種類に分類されます。このなかで富士山は文化遺産として登録されました。富士山の世界遺産登録は、山そのものだけでなく、湖や神社、遺跡などが合わさって世界遺産となっています。

富士山の世界文化遺産の登録にあたり、富士山の何が認められて登録されたのかですが、富士山はその山容の美しさから古来より日本一の名山として親しまれてきました。

い姿は、浮世絵など多くの芸術作品の題材とされ、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着したように、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品との直接的・有形的な関連性を持つことが示され、このようなことが認められて世界遺産に登録されました。



博物館Report

●吉田口登山道

■所在地
富士吉田市／富士河口湖町
■指定区分
特別名勝・史跡／
世界遺産構成資産

富士山吉田口登山道は、北口本宮富士浅間神社（登山門）から富士山頂の久須志神社に至るまでの道です。江戸時代に江戸を中心とした関東一円の富士山を信仰する人の集まり『富士講』が富士山登拝の本道を吉田口と定めたこととされた影響もあり、吉田口登山道は多くの登拝者で賑わったとされています。

しかしながら、昭和39年(1974)の富士スバルラインが開通して以降、登山者の多くは山頂に近い五合目にバスや自動車で行い、そこから登山をするようになり、それまで利用されていた五合目以下の山小屋や神社等は登山者の激減により営業や活動するこ

とが難しくなり、閉鎖や廃業を余儀なくされました。

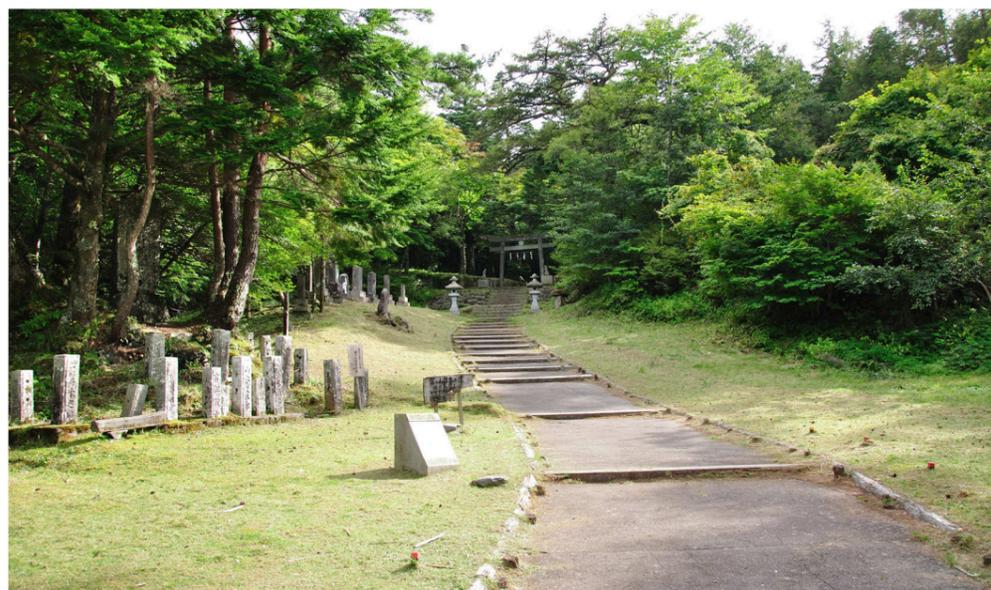
現在、富士山の登山口として、4つ（富士宮口、御殿場口、須走口）ありますが、吉田口登山道は、麓から唯一歩いて登ることのできる登山道であり、富士山世界文化遺産に登録された「信仰の歴史」を色濃く残し、江戸時代以降に築かれた多くの石造物や当時繁栄していた頃に利用されていた建物やその小屋跡を目にすることができます。

令和5年で富士山が世界文化遺産登録され10年目を迎えました。富士吉田市では、富士山が世界文化遺産に登録された意味合いでもある富士山の『信仰の

対象』としての富士山の文化的価値を表す重要な要素を持つ吉田口登山道を後世にしっかりと継承していくことが必要だと考えています。

そのため、吉田口登山道を持つ地元 富士吉田市は、吉田口登山道の保存と活用を行うための活動計画を各関係機関と相互協力を図り、令和5年から令和6年の2年間で策定を目指すことといたしました。

なお、整備については、当該計画策定後の令和7年度より順次実施していきたいと考えています。



1. 活動計画の内容

活動計画の内容は、以下の4点を柱に据え、計画の策定及び整備を目指していきます。

- ①利用者向上のための整備（待避所等の設置の検討）
- ②景観創出のための森林整備（信仰登山当時の景観復元の検討）
- ③吉田口登山道及び信仰関連施設跡地の追加調査、整備（現在残されている建築物等の調査や倒壊した建築物の撤去）
- ④普遍的価値の教育（継承）と情報発信（統一した説明看板等の設置やICT技術やSNS活用等による情報発信）

2. 計画の範囲

計画の範囲については、北口本宮富士浅間神社（登山門）から六合目安全指導センターまで。

富士山世界文化遺産登録10周年「改めて知る、富士吉田市の構成資産」

3. 富士山吉田口登山道におけるこれまでの取り組みについて

吉田口登山道の再興に向けては、平成25年の世界文化遺産登録前後において、吉田口登山道の再興を目指し、いくつかの取り組みがされてきました。

平成8年	文化庁により「歴史の道百選」に選定される。範囲は、馬返～六合目まで。吉田口登山道を信仰目的としていた登山していた明治40年以前の姿に復原整備し、文化財として保護保存するとともに、多くの人々に活用し死すことを目指し、馬返し～一合目の発掘調査及び説明板設置等を行う。
平成24年	見学や登山者の安全確保及び景観美化を目指し、「富士山安全対策推進・保全推進事業」の一環として、大石茶屋、一合目（レッキス）、三合目（見晴茶屋）、四合目（大黒小屋）、五合目（早川館・たばこ屋・不動小屋）の倒壊もしくは倒壊寸前の山小屋建物の調査並びに廃材撤去を行う。
平成25年	富士山世界文化遺産に登録。平成24年に市が購入した中ノ茶屋をリニューアルオープンし、登山者の憩いの場や情報発信等の活用を図る。
平成26年	かつての歴史的景観や眺望を復活させ、登山道の利用促進を図る目的のため、馬返・女人天上・三合目（見晴茶屋跡）・四合目（大黒小屋跡）・四合五勺（御座石浅間神社）において支障となっていた立木の除去、森林整備を行う。

4. 体制について

今回の活動計画策定にあたり、「富士山吉田口登山道における保存と活用のための活動計画策定委員会」及び「富士山吉田口登山道における保存と活用のための活動計画関係者会議」の2つの組織を設置いたしました。令和5年度に実施した活動内容については以下のとおりとなります。

- 【策定委員会】
- (1) 第1回策定委員会（令和5年8月7日）
 - 自己紹介
 - 現状と課題について
 - (2) 第2回策定委員会（令和5年11月1日）
 - ビジョン(案)について
 - 作業部会
 - (3) 第3回策定委員会（令和5年2月27日）
 - 令和5年度における事業の実施状況について
 - 活動計画(案)について
 - (4) 現地視察（令和5年9月13日）



策定委員会



現地視察

- 【関係者会議】
- 第1回関係者会議（令和5年7月19日）
 - 現状と課題について
 - 意見交換
 - 第2回関係者会議（令和6年2月1日）
 - 活動計画(案)について
 - 意見交換

- 【その他】 吉田口登山者へのアンケート調査の実施（令和5年8月30日～令和5年9月30日）

5. 令和5年度における事業実施状況

吉田口登山道内に残る建築物を保全するため、『富士山吉田口登山道建築物保全事業補助金交付要綱』を新たに策定し、倒壊の恐れのある建築物について、緊急の保全措置を講じるための補助金の交付を行いました。

今回、補助金を交付したのは、倒壊の恐れがあった一合目鈴原社及び四合五勺の御座石浅間神社（井上小屋）の2つの建物であり、筋交い等の補強を行ったことにより、自然倒壊を防ぐ目的を達成することができました。

今後は、この貴重な歴史的な建物の調査等を行うとともに、建物所有者の意向を踏まえた上で整備活用方法の検討を図っていきます。

鈴原社



御座石浅間神社



6. 吉田口登山道の現状と課題及び今後について

吉田口登山道には、以下のような点として現状と課題が挙げられていますが、その他にも数多くの課題や問題点があることが策定委員会及び関係者会議等を開催して、分かってきました。

今後については、このような現状と課題に関してより精査し、短期的な活動計画に反映できるよう整備計画(案)の策定を目指すとともに、できる部分から順に整備を進めていきたいと考えています。

●主な現状と課題

現状	課題
<p>●富士山信仰の歴史を物語る山小屋や神社、石造物が多く残されています。しかし、その多くが老朽化、損傷している。</p>  <p>倒壊した山小屋</p>	<p>●建造物や石碑が失われ、吉田口登山道の歴史を後世に伝えられない恐れがある。</p>  <p>鈴原社</p>
<p>●山小屋の廃材が撤去されていない。</p>	<p>●廃材や廃屋は吉田口登山道の景観を損ね、登山者がかつての歴史的景観を認識しづらい。</p>
<p>●中ノ茶屋から馬返までの間の舗装が傷んでいる。</p>	<p>●通行者の怪我や車両の通行に影響がでる恐れがある。</p>
<p>●総合案内板が未設置や道標・矢羽根看板の設置位置が適切ではなかったり、位置情報が看板等に表示されていない。</p>  <p>案内看板</p>	<p>●登山者が迷う恐れがある。</p>
<p>●一部の案内板は多言語表記に対応していない。 ●解説板が不足している。</p>	<p>●外国人を含めた登山者に魅力が伝わらない恐れがある。 ●登山者は神社や山小屋跡地の歴史を学べない恐れがある。</p>
<p>●広範囲に樹木が生い茂ってしまい富士山や河口湖などの眺望ができない。</p>  <p>中ノ茶屋の景観</p>	<p>●かつての登山者が見た景観を体験できない。</p>
<p>●自然環境に関する看板等が設置されていない。</p>	<p>●富士山の貴重な自然環境の魅力を十分に伝達できない。</p>
<p>●景観創出箇所の維持管理体制がない。</p>	<p>●中長期的に伐採箇所の維持管理は容易ではない。</p>

●北口本宮富士浅間神社

■所在地 富士吉田市上吉田5558
■指定区分 重要文化財/世界遺産構成資産

北口本宮富士浅間神社の歴史

北口本宮富士浅間神社の歴史は、人皇第12代景行天皇の皇子である日本武尊が、景行天皇40年に天皇の命を受けて東国を平定した帰路に当地で休んだときに、神社の南西350mの所にある大塚丘に登り、富士山を遥拝したことに始まるとされます。その後、里の人々は、その跡に鳥居を建立し、大塚丘に祠を建立し、富士山の山霊を浅間明神と称し日本武尊と合わせて祀ったとされます。その後、延暦7(788)年に、甲斐守紀豊庭朝臣が、現在の境内地へ新たに社殿を建立して浅間明神を祀り、大塚丘には大塚社として日本武尊を祀ったのが、現境内地の社殿の始まりとされます。

神社には10~12世紀の神鏡や貞応2(1223)年の神像が祀られているとされ、その頃には

社殿があったと考えられますが、社殿の造営が記録に出てくるのは15~16世紀になってからです。当時、富士山信仰が広がり、多くの富士登山者が訪れるようになり、北口本宮富士浅間神社は登山道の起点として大勢の人々を迎えるようになります。さらに、17~19世紀の江戸時代になると富士山を信仰し登山する団体である富士講が開東地方一円に広がり、北口本宮富士浅間神社は富士講の信仰拠点ともなっています。そして、富士行者6世の村上光清が率いる富士講の一大支援を受けて、享保19(1734)年~延享2(1745)年の11年間で現在の社殿のほとんどが造営または修理されます。

明治時代になると廃仏毀釈運動により、境内にあった仁王門などの仏教施設が全て撤去され



北口本宮富士浅間神社拝殿及び幣殿(西大寺)
フォト杉本和樹氏提供



大塚丘



『浅間神社』『富士山禅定四十四図』(天保2(1831)~天保10(1839))

ますが、多くの社殿群は大切に守り継がれ、現在も富士登山の起点として、大勢の富士登山者を迎え入れています。

富士山の世界文化遺産登録後の北口本宮富士浅間神社

富士山の世界遺産登録前から、北口本宮富士浅間神社の東宮本殿〔永禄4(1561)年造営〕・西宮本殿〔元禄3(1594)年造営〕・本殿〔元和元(1615)年造営〕の3棟は国指定重要文化財に、それ以外の社殿は山梨県指定有形文化財に指定されており、その維持管理のための保存修理が行われてきました。また、境内地は特別名勝富士山及び史跡富士山の指定地域となっており、景観の保全や埋蔵文化財の保護がされてきました。ただ、北口本宮富士浅間神社の歴史的建造物の総合調査は実施されていなかったため、平

成27(2015)年度に北口本宮富士浅間神社の委託により独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が建造物調査・祭礼調査・史料調査・類例調査が実施し、『北口本宮富士浅間神社建造物総合調査報告書』を刊行しました。この調査により、北口本宮富士浅間神社の社殿群のうち県指定有形文化財の拝殿及び幣殿・恵毘壽社及び透塀・神楽殿・手水舎・随神門・福地八幡社・諏訪神社拝殿・社務所が富士山信仰の隆盛を背景に整えられたことや市内下吉田の大工である萱沼家が江戸時代の造営に参加し、郡内(甲斐国都留郡)の他の大工とともに造営を主導していたことが明らかとなり

ました。この成果を受けて、平成29(2017)年に文化庁調査官による調査が行われ、10月20日の文化審議会より文部科学大臣へ北口本宮富士浅間神社の前述の8棟の社殿を重要文化財に指定することを答申し、11月28日に重要文化財に指定されました。

新たに重要文化財となった社殿は、造営から280年前後が経っており、屋根の腐朽や柱の沈下による社殿の傾斜が認められたため、重要文化財指定前からその保存修理工事の必要性が指摘されていました。そうした中で、既に重要文化財に指定されていた東宮本殿及び西宮本殿が、檜皮葺の屋根の葺替え及び塗装修理から40年前

後を経過し、破損が進行していたため、令和2(2020)年度~令和4(2022)年度に屋根葺替及び塗装・金具修理が実施されました。また、重要文化財建造物11棟の防災施設を整備するため、令和4(2022)年度~令和6(2024)年度の3ヶ年で、放水銃・消火栓・炎検知器等の施設を整備中です。今後、拝殿及び幣殿・恵毘壽社及び透塀・神楽殿・手水舎・随神門・福地八幡社・諏訪神社拝殿について、保存修理のための実測調査・地盤調査・耐震診断等を実施した上で設計を行い、保存修理工事を実施することを計画しています。

博物館Report

●旧外川家住宅

- 所在地
富士吉田市上吉田3-14-8
- 指定区分
重要文化財 /
世界遺産構成資産



外川家について

御師は、富士講信者が登山を行うのにあたり、宿屋や食事を提供するなど一切の世話をするとともに、富士信仰の布教活動と祈禱を行いました。外川家は代々富士山の御師を勤めてきた家です。

外川家は、奥行き八十間ほどの長大な短冊形地割の屋敷地に建てられ、主屋と離座敷の2棟から構成されています。御師住宅の特徴ともいえる奥行きのある細長い形状の屋敷です。中門をくぐると「ヤーナ川(間の川)」と呼ばれる川が流れています。ここには、小さな滝が造られ、宿泊する富士講が、到着や出発の際に水垢離を行う禊場となっていました。離座敷後ろの敷地は、竹藪・屋敷林が広がり、屋敷神(稻荷

社)や屋敷墓があります。

明和5年(1768)に建築された主屋は保存状態が良好で当初部材の大半が残されています。上吉田に現存する御師住宅の多くは、19世紀以降の建築と推測され、この時期に遡るものは少なく極めて貴重な建造物となります。主屋の奥に廊下を介して建てられている離座敷は明治初期の建築で、主屋にあった御神前や宿泊機能を移して一体化させ、主屋から独立させたものです。離れ座敷は屋根は切妻造・板葺(現・鉄板葺)で、主屋より大きい造りとなっています。この離座敷は、主屋建立後の約90年後の万延元年(1860)頃に増築され、改築や修理工事を繰り返して現在に至っています。

文化財指定の経緯

旧外川家住宅は御師家の生活を知る上で指標となる貴重な建造物です。平成16年(2004)に富士吉田市の指定文化財として登録され、同年建物の寄贈が寄贈されました。その後、建物の保存修理工事を実施し、平成20年(2008)に山梨県の指定文化財

となり、同年4月から富士山信仰の歴史や御師の活動について学ぶことができるように博物館付属施設として一般公開しています。平成23年(2011)6月には国の重要文化財に指定、平成25年(2013)6月には富士山が世界文化遺産に登録され、外川家は構成資産に認定されました。



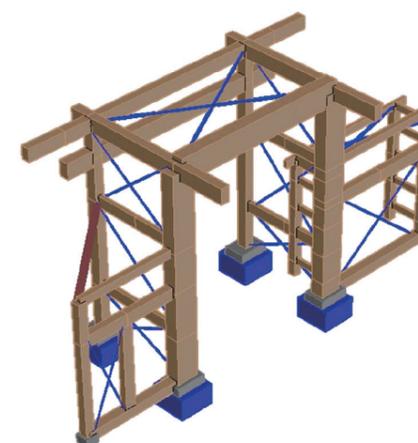
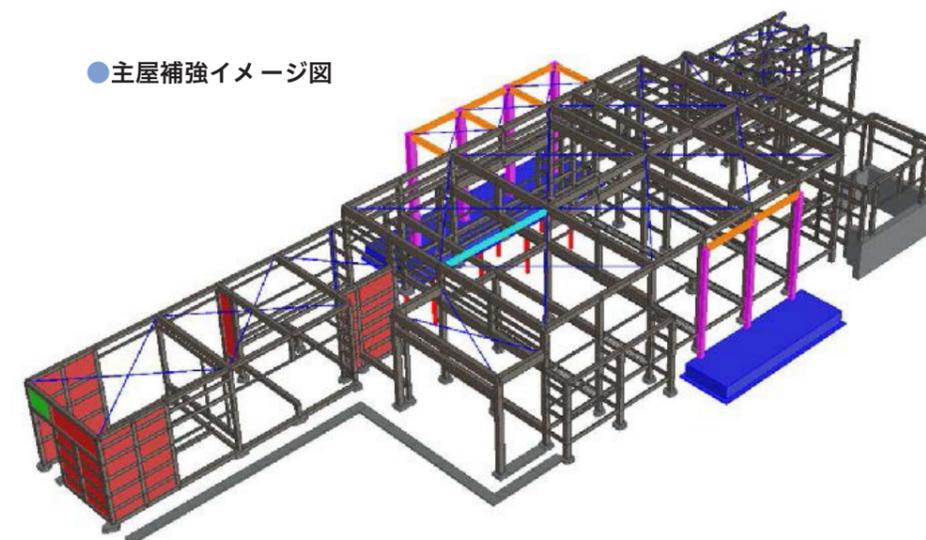
富士山世界文化遺産登録10周年「改めて知る、富士吉田市の構成資産」

耐震補強工事について

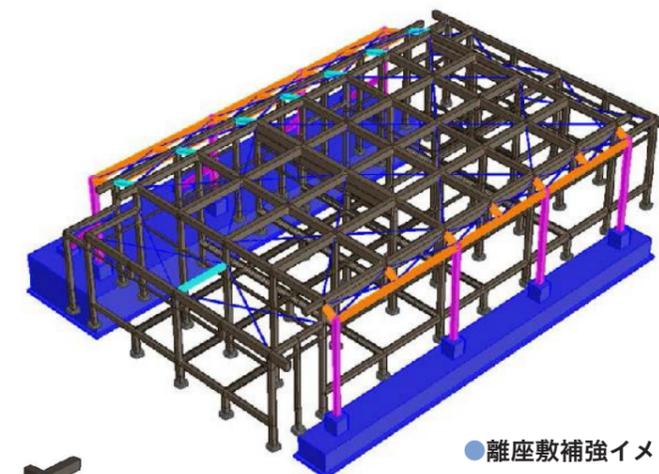
外川家では令和元年~2年度にかけて詳細な耐震診断を実施した結果、どの建物についても耐震性能の不足が認められました。そのため、令和3年度より耐震補強工事の準備を進め、令和6~7年度にかけて工事を行う計画です。耐震補強工事の内容としては各建物の工事のイメージ図を掲載しますが、全体的な補強案として、構造用合板及び建物外部に鉄骨フレームを設置・梁にブレースを設置し、補強を行います。鉄骨フレームは主屋・離座敷に設置するかたちとなります。

この耐震補強工事により令和6年4月から令和8年3月まで休館となります。

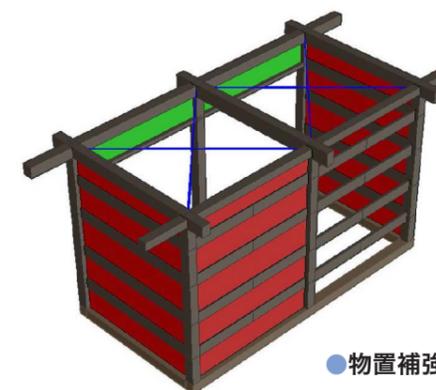
●主屋補強イメージ図



●中門補強イメージ図



●離座敷補強イメージ図



●物置補強イメージ図